

平成 24 年度

定例評議員会 議事録

公益財団法人 佐倉国際交流基金

平成 24 年度 公益財団法人佐倉国際交流基金 定例評議員会 議事録

◎ 会議の日時及び場所

平成 24 年 6 月 14 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
レインボープラザ佐倉（ワークプラザ 2 階会議室）

◎ 評議員の現在数 10 人 監事の現在数 2 人

◎ 会議に出席した評議員の氏名

出席評議員（6 人）大川靖男・岡村美智子・小柳啓一・高野尚武・角田和弘・
山倉洋和
出席監事（1 人）熊崎久雄

欠席評議員（4 人）安達文夫・岩崎肇・佐久間文麗・山田朝子

◎ その他出席者

佐倉市役所	企画政策部広報課	課長	鈴木	千春
佐倉市役所	企画政策部広報課	平和・国際担当	堀越	一禎
公益財団法人佐倉国際交流基金		代表理事	宍倉	昌男
公益財団法人佐倉国際交流基金		事務局長	坂田	藤男
公益財団法人佐倉国際交流基金		事務局員	加藤	利江
公益財団法人佐倉国際交流基金		事務局員	米澤	尚子

1. 開 会

坂田事務局長より平成 24 年度定例評議員会の開会が宣言された。

2. 理事長あいさつ

本日はお忙しい中、ご出席ありがとうございます。

今年度の評議員会であり、議案は以下のとおりです。昨年より公益財団法人になり、新事務局長を迎え無事 1 年を終了しました。4 月 27 日に 23 年度の監事による監査が終了しました。今年度の事業も各運営委員が頑張っており順調にスタートしています。

本日は国債が 12 月に満期となりますので資産運用についての検討・賛助会員のことなどについてご審議のほどよろしく願いいたします。

3. 議長選出

事務局長より、議長選出は定款により委員の互選となっている旨説明、事務局一任の了解を得たことにより、高野尚武評議員にお願いしたいと提案し、了承された。

4. 会議の成立及び議事録署名人選出

議長より本日の出席者は6人、欠席者4人で、過半数の出席で会議の定足数に足りているので成立が宣言された。

議事録署名人は、議長一任の了解を得たことにより、大川靖男評議員、岡村美智子評議員が指名された。

5. 議 題

- ・第1号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成23年度事業実績報告について
- ・第2号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成23年度決算報告について
監事より監査結果の報告
- ・第3号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 定款の変更について

報告事項

- (1) 平成24年度 事業計画・予算書
- (2) 賛助会費規程について
- (3) 平成24年度助成金交付について
- (4) 情報公開規則の変更について
- (5) 資産運用について
- (5) 平成24年度 事業実施状況

・議案の上程

議長

第1号議案 平成23年度事業実績報告と第2号議案 平成23年度決算報告については関連があるので、一括して上程する。事務局長から説明願う。

事務局長

評議員会は、理事を含めた日常の活動をチェックし、決算と事業報告については評議員会の決議をもって承認となるのでよろしくご審議いただきたい。

まず、佐倉国際交流基金の行っている公益目的事業の概要を説明する。公益目的事業1は、交流基金主催の自主事業で、佐倉市国際文化大学、佐倉・国際スピーチコンテスト、佐倉異文化交流の集いと佐倉みんなの楽しい英語（平成24年度からイングリッシュ・サロン）である。公益目的事業2は、国際交流事業に対する助成事業、公益目的事業3は、佐倉市からの受託事業である外国人のための日本語講座と生活相談である。そのほか附帯事業として、ボランティア・バンク、賛助会員制度などがある。

それでは、平成23年度事業報告の説明をする。

第1号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成23年度事業実績報告について

I 事業の実施状況

1. 国際相互理解推進事業[公益目的事業1]

1) 公開講演会（佐倉市と共催）

佐倉市国際文化大学の公開講座として年2回佐倉市と共催で行った。

9月には小峰隆夫氏による「日本経済の課題」のテーマで、11月には的川泰宣氏による「宇宙への挑戦と日本の科学技術」のテーマでお話頂いた。いずれも300名以上の参加者を得、成功裏に終了した。

2) 佐倉市国際文化大学

年間20回の通常講座を行った。受講生105名のうち、修了者は100名、延べ受講者2,062名（出席率85.4%）充実した実績が確保できた。

3) 佐倉・国際スピーチコンテスト

ミレニアムセンター佐倉に於いて、佐倉市と共催・佐倉市教育委員会後援で小中学生による英語スピーチ、外国人による日本語スピーチをおこなった。参加者は小学生49名、中学生31名、外国人3名であった。特に小学生に人気が高く応募多数のため抽選会を実施した。

4) 佐倉みんなの〈楽しい〉英語

6月開催の予定だったが、3月の地震の影響を考慮して中止とした。この事業は24年度から「イングリッシュ・サロン」としてスタートする。

5) 佐倉異文化交流の集い

志津コミュニティセンターに於いて、佐倉市と共催で行った。佐倉市民と近郊在住外国人による親善交流イベントを実施。250名ほどの参加があり、アフリカンダンス・ハロウィン等スタッフも楽しんで事業ができた。多くの方に協力を頂き、フリーマーケットの売上金の一部を頂き東日本被災者へ寄付をした。

2. 国際交流活動支援事業〈応募申請型〉[公益目的事業2]

1) 佐倉日蘭協会による「佐倉オランダ児童交流事業」へ200,000円の助成をした。

2) 国際交流親善・多文化共生の啓発に寄与すると判断される13団体から申請があり、合計338,000円を助成した。

今後は、財政状況が厳しくなるので、助成金を徐々に減額していく予定である。

3. 外国人支援事業（佐倉市国際化推進事業受託）[公益目的事業3]

1) 外国人のための日本語講座

木曜日と金曜日にそれぞれ志津コミュニティセンターとミレニアムセンター佐倉に於いて1学期35人、2学期40人、3学期43人の外国の方に講座を開いている。木曜日はベビーシッター制度がある。

2) 外国人のための生活相談

スペイン語、英語、中国語による相談をそれぞれ火曜日、木曜日、金曜日に行っている。全体で135回、相談件数は78件で昨年より倍増。きめ細かい対応をしている。

4. その他 附帯事業

1) 佐倉・国際交流ボランティア活動

昨年度のボランティア派遣活動は資料にある11件であった。昨年に比べて増加している。

2) 後援事業

例年と同様に、3件の申請があり、後援をした。

3) 国際交流活動等情報提供

年2回(7月・11月)、基金LETTERSを発行し、事業の実施状況やボランティア活動などの情報を発信した。

4) 分かりやすく覚えやすいURLを取得し、基金ホームページを使って当基金の事業概要・行事・その他財務状況を掲載し公告の一助とした。

5) 賛助会員の新規募集のため、あらゆる機会にPRチラシを配布、協力者づくりに努力した。

〈参考資料〉の説明

- ・賛助会員数は、減少傾向である。今後は会費を安くしたり、会員向けの情報提供等を考えている。
- ・ボランティア・バンクの登録者数は増加している。

以上で、平成23年度事業実績報告を終わる。

続いて、平成23年度の決算報告をする。

第2号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成23年度決算報告について

・収支決算書について

収入の部

事業収入の中で佐倉市国際文化大学は、110名の受講生で2,200,000円の収入があると見込んだが、実際には105名、2,100,000円であった。また、賛助会費収入が約150,000円少なかった。合計予算額8,435,000円に対し、8,131,490円の収入となり、約300,000円のアンダーとなった。

支出の部

事業費

支出予算に対して、約480,000円のアンダーになっているので、収入のアンダーを

カバーできている。佐倉市国際文化大学の150,000円のアンダーは経費節減、効率的に運用して頂いた。佐倉みんなの楽しい英語は、震災で中止となり残っている。助成金も160,000円のアンダーとなった。他はほぼ予算どおりである。

財政調整積立金としての2,000,000円は、昨年の佐倉市監査の指摘、年間予算約800万円に対し、繰越金が約300万円であるのは多いとの指摘を反映したものである。将来運用益が減少し、運転資金が厳しくなったときに取り崩せるよう運転資金用の普通預金から財政調整積立金用の定期預金に移した。そのために事業費全体で、約150万円赤字になっているが、実質約50万円の黒字であり、問題ない。

管理費

支出予算に対して、87,000円程支出が増えている。

差異が比較的多い科目を説明する。④の通信・運搬費は公益法人になった通知の送料とドメイン登録料による。ドメイン登録料は、ホームページアドレスのため毎年必要。⑤支払手数料は公益財団法人の登記手数料を4月に支払ったためである。⑨賃金は約100,000円の差異があるが、昨年度の事務員の作業日数が通常勤務の範囲であることを考えると、予算を少なく見積もったためであり、問題はないと考えている。

・財産目録

流動資産の普通預金1,521,598円は、通常の運転資金。基本財産の現在保有の有価証券は4種である。買い付け価格の合計294,955,888円が記載されている。債券の運用益はすべて普通預金に入れて運転資金としている。特定資産2,500,000円は、財政調整積立金。正味財産合計298,977,486円が全資産である。

・貸借対照表について

繰越金である普通預金残高は、1,521,598円。昨年に比べ1,892,908円アンダーは財政調整積立預金に2,000,000円移したためである。基本財産の22,000円増は、寄附金による。結果として財政調整積立預金は2,500,000円となった。一般正味財産は通常経費用の運転資金であり、流動資産に相当する。

・正味財産増減計算書について

一般正味財産は、通常経費であり、指定正味財産は、用途が決まっている基金や寄附金など動かさない財産である。一般正味財産の収入減は前述のように文大等の収入減による。支出増は前述のように一般正味財産の一部を財政調整積立金として指定正味財産に移したためである。実際の支出は平成22年度に比べて約600,000円減っている。指定正味財産の2,022,000円増は、財政調整積立金2,000,000円と寄附金22,000円増による。

様式2-3は、公益財団法人となって提出するようになった資料で、一般正味財産の増減を事業別に記載した内訳表である。

・財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記として、投資有価証券の評価基準の記述がある。投資有価証券は、満期保有目的の公債であり、すべて簿価ではなく取得価格を載せている。

・監査報告

平成 24 年 4 月 27 日に佐倉市・理事長・事務局立会のもと 2 名の監事による監査がおこなわれた。

熊崎監事より監査報告書が読み上げられた。

議長 第 1 号議案 平成 23 年度事業実績報告について、及び第 2 号議案 平成 23 年度決算報告について何か質問はあるか。なければ採決する。

《全員異議なし》

全員異議なしということで第 1 号議案 平成 23 年度事業実績報告及び第 2 号議案 平成 23 年度決算報告は承認された。

議長 次に第 3 号議案 平成 24 年度公益財団法人佐倉国際交流基金定款の変更についてだが、この変更は平成 24 年度の事業計画・予算案と関係があるので、報告事項 (1) 平成 24 年度事業計画・予算書および報告事項 (2) 賛助会費規程の説明と合わせて事務局長より説明を願う。

第 3 号議案 平成 24 年度公益財団法人佐倉国際交流基金 定款の変更について

事務局長

まず、今回の定款は、事務的な手続き上によるもので以下の 3 件である。

- (1) 賛助会費変更に伴う改正
- (2) 監事の交代に伴う定款の変更
- (3) 基本財産額の変更に伴う改正

(2) については昨年 6 月に山本氏から石渡氏に代わっているので変更をする。

(3) については、寄附金が追加されたため残高が変わったので、基本財産額の合計額も変わったための変更である。この改訂は、今後も合計額が変わるたびに実施していく必要がある。

賛助会費制度変更に伴う定款改訂ならびに他の報告事項は、事業計画と関連しているので、ここで報告事項の (1) 平成 24 年度事業計画と予算書を先に説明する。

事務局長

まず、24 年度の事業方針だが、財政の健全化とボランティアと賛助会員の活性化がある。昨今の債権利回りの動きやヨーロッパ金融市場の動きを考えると、基本財産の運用益が大幅に減少することが想定できる。今後は、受益者負担を増やしたり、

助成金制度の縮小も考えていかなければならない。一方、賛助会費は、重要な資金源の一つではあるが、金額の大きさと事業への影響度を考えた場合、賛助会員を資金源とみなすよりも、ボランティアとともに活動源として位置づけ、その活性化を検討していくことを考えている。賛助会費を値下げするなど、賛助会員制度の改訂を行い、賛助会員の数を増やすことにより、収入増よりも事業の活性化を図りたい。このような事業方針に沿って、平成 24 年度予算案では、佐倉市国際文化大学の受講料の値上げや、賛助会員に対するイングリッシュ・サロン参加費の割引などが盛り込まれている。

一方、賛助会員数の推移をみると、その数は年々減少してきている。

岡村評議員

事業報告の資料にあった賛助会員数は増加しているが、説明が違うのではないか。

事務局長

賛助会員数は、会費を納入しない会員も含まれている。新規会員の増加とともに、未納の会員も増加している。

岡村評議員

了承した。

事務局長

次に賛助会員制度について他市町村の交流協会との比較をすると、人口に対する会員数の比率は、人口が同規模の習志野市・鎌ヶ谷市などに比べ低いので、会員数を増やす余地があるといえる。また、我々の賛助会費は、個人の場合 3,000 円であるが、他の大部分の市町村は、1,000 円か 2,000 円であり、3,000 円は、高いといえる。このような検討の結果、賛助会員制度を変更することを理事会に諮り、賛成いただいた。ただ、賛助会費については、定款にその具体的な記述があるため、賛助会費制度の改正のためには、定款の変更、評議員会での了承が必要となる。来年 4 月から制度の変更を実施するためには、賛助会員制度の具体的な記述部分を外出しにして、理事会での審議だけで実施できるようにしたいと考えている。

岡村評議員

今までの資料や説明では、納入している賛助会員数が不明である。
賛助会費を 2,000 円に値下げするということだが、それは他市と比較してか。

事務局長

他市に比べ会費 3,000 円は高い。今後会員を増やし、事業を活性化するために個人の

会費を2,000円とすることを計画している。

角田評議員

理事会で決定したように定款から賛助会費の詳細記述部分はずすということか。

事務局長

そうである。

今後は直接収入増にはならないかもしれないが、賛助会員数を増やし、事業への参加を増やすことにより、事業を活性化していくことを考えている。

具体的には、一般会員を一口2,000円に値下げし、学生会員・外国人会員一口1,000円を新設し、25年度からの実施として、24年度は周知期間とする。

第3号議案の(1)は、このための改訂であり、賛助会費の種別や金額を賛助会費規程として外だしにして、定款には、会費の金額は掲載せず、理事会が定める会費を納入しなければならないとする。これにより、会員種別や額が変わっても、理事会の承認によって変更できる。具体的な賛助会制度の改正は来年の理事会で改めて審議し、来年4月から実施する予定である。

議長 何か質問はあるか。

大川評議員

定款の変更を議決後、県への報告などの手続きはどうなっているのか。

事務局長

定款の変更は、評議員会出席者3分の2の議決で変更できる。

県の政策法務課に確認したのだが、財産の変更や規程の変更については千葉県に届ける必要はない。届出が必要な事項は、法律で決まっており、たとえば監事の変更については、届ける必要がある。

小柳評議員

定款は公開する必要があるのですが、賛助会費が掲載されていたのではないかと。会費額が記載された賛助会費規程も公開するのか。

設立当初、基金の運用益だけで運営していくことだった。現在の状況では、運用益だけでやっていくのは、厳しい。賛助会費をどうするのか。賛助会員の特典は何か。

事務局長

賛助会費規程は、情報公開規則に則り公開する。

確かに現在まで賛助会員の位置づけは必ずしも明らかではなかった。現状は見返りを

期待しない一種の寄附とみなしている。今後は、メリットを含めもっと明確なものにしていきたい。たとえば、現在の特典である入場割引は、国立歴史民俗博物館や市立美術館にも拡大していきたい。他に情報等あったらお知らせ願いたい。

高野評議員

当基金の賛助会員は、寄附の意味合いが強い。

事務局長

賛助会員の位置づけだが、他の団体では、日本語講師のボランティアも賛助会員でなければならないところもある。

代表理事

公益財団法人としては、賛助会員特定ではなく、不特定多数を対象としてサービスを提供しなければならない。今後は、兼ね合いが難しい。

事務局長

賛助会員だけを対象とした事業はできない。不特定多数を対象とした事業のみである。今年度は賛助会員・ボランティアへの支援費用を予算に入れているが、これも事業費としてではなく、管理費として扱い、事業の公益性を確保している。

山倉評議員

NPO 法人には、正会員と賛助会員があるが、賛助会員は賛同の意味合いが強い。NPO 法人の実態としては、正会員・賛助会員は同等な扱い。会費額だけが違う。

事務局長

会費収入は、会員のためにだけ使うことはできない。公益目的事業の観点で、賛助会員のための費用は、管理費として予算をとっている。

議長 それでは、第3号議案「定款の変更について」賛成の方は挙手願う。

《全員異議なし》

定款の変更は議決に加わることができる評議員の2/3以上の賛成が必要だが、6名全員の賛成で了承された。

議長 次に報告事項の残り (3) 平成24年度助成金交付について事務局長に説明を願う。

事務局長

昨年と変わらない団体が申請をしている。4月20日の三役会において審議した結果、財政状況の厳しさを考慮して、上限を20,000円とする。ただし、佐倉日蘭協会、佐倉市日中友好協会は継続的な国際交流事業として本年度は、それぞれ200,000円、80,000円とするが、来年度はそれぞれ100,000円、50,000円とする予定である。他の団体は、表のとおりである。来週（6月18日）から支給を開始する。

議長 質問はないので、次に報告事項（4）情報公開規則の変更について事務局長から説明願う。

事務局長

現在の「公益財団法人佐倉国際交流基金情報公開規則」は、公益財団法人に変わるにあたって一般的な公益法人規則をベースに作成した。それに対して、財団法人の時の「情報公開規則」は、「佐倉市情報公開条例」に即したものであった。今回、佐倉市総務課からの指摘を受け、「佐倉市情報公開条例」の趣旨に則っていない部分を復活させ、公益法人であるとともに佐倉市出資団体である、両方の趣旨を生かした規則とした。

例えば、第2条で佐倉市条例にあるようにすべての情報を公開するとともに、第23条で毎年1回佐倉市長に報告をすることを佐倉市の条例にもとづいて付け加えた。

議長 質問はないか。

議長 質問はないので、次に報告事項（5）資産運用について事務局長に説明願う。

事務局長

最近の新聞情報によると、ノーベル財団もノーベル賞の賞金を2割減額することであるが、現在低金利時代、不安定な経済情勢の中、資産の運用が重要で難しくなっている。

佐倉国際交流基金の場合、今年12月に満期になる利率1%の10年物国債1億4千万円をどう扱うのか、さらに平成28年に満期になる1.6%、1.8%の日本高速道路の債券を何に乗りかえるのか、厳しい判断が迫られる。

例えば、すべての債券の利回りが0.8%になった仮定すると、来年から約25万円の赤字、平成29年から140万円の赤字となり、財政調整積立金の残高もなくなってしまうと予測できる。

千葉市国際交流協会や千葉県コンベンションビューローは事業債もやっているが、今後我々も購入する債権について検討していく必要がある。

角田評議員

佐倉商工会議所も市の監査を受けているが、債券運用については佐倉国際交流基金を模範にするよう言われたが、基金も同様に厳しいことがわかった。商工会議所は30年ものを買ったが、今はほぼ0円の運用利益だ。リスクをとるか難しい問題だ。

事務局長

過去30年間の国債の利回りを考えると、現在は最低水準にあるといえる。まずは、経費節減や受益者負担を考え、リスクなどを考えながら気を付けて、今後検討していく。

山倉評議員

公益信託臼井基金は、2006年に基金の1億円を取り崩した。

事務局長

当基金もご賛同頂けば基金をくずすことも可能であるが、基金に手を付けることは考えていない。

宍倉代表理事

基金設立時の20年余り前は、国際の利率は6%だった。今後も東日本公債など良い利率の公債があればいいのだが。

大川評議員

基金の債券の購入基本はあるのか。

事務局長

債券運用基準があり公共債だけが購入可能で、期間は10年以下である。7月末の三役会で運用基準変更案を検討し、11月の臨時理事会で承認頂き、それに基づいて、12月20日満期の国債を買い替える予定である。債券運用検討スケジュールにあるように、11月下旬には決定する。ただ、運用益の確保とともに、収支全体を見直し、事業によっては受益者負担で収入を増やしたり、管理費を節減していくことなども考えなければならない。

大川評議員

基金を増やすことも考えたらどうか。

事務局長

現在佐倉市の受託事業費は、1,368,000円だが、受託事業を増やして金額を増額することも考えていく。

小柳評議員

佐倉市に基金を積んでもらえないか。収入を増やすことは難しい。市に厳しいと強調していく。

事務局長

佐倉市とは協議していきたい。資産運用スケジュールに従って検討を進めていくが、今後も良い情報があったら願います。

議長 報告事項（6）平成 24 年度 事業実施状況について、事務局長より説明を願う。

事務局長

平成 24 年度の事業が順調に始まり、予算執行状況も予算や昨年実績と比べて問題ない状況である。今後評議員の皆様にも月次報告と予算執行状況を毎月ご報告していくので、疑問点やご意見があれば、是非連絡を頂きたい。

議長 報告事項（3）から（6）について他に質問はないか。
とくに、ないので終了する。

閉会

以上、平成 24 年度第 1 回定例評議員会内容に相違ありません。

平成 24 年 月 日

議 長 ㊟

議事録署名人 ㊟

議事録署名人 ㊟

